



# めでいかいニューす **緊急特別号**

## 診療報酬における 夜勤月平均72時間要件堅持を求める緊急要請行動！ —看護師の離職防止と働く環境整備のために—

看護師が働くうえで夜勤は欠かすことができない労働条件であり、夜勤の負担が少なければ、より多くの看護師が働き続けることができます。また、良質で安全な医療を守るためにも、夜勤労働の軽減は不可欠です。

2016年度の診療報酬改定においては、病院団体が、72時間要件撤廃等について要望していることから、「72時間夜勤制限緩和」の議論が行われる可能性があります。

そのため、72時間夜勤制限を堅持し、安心・安全な医療提供、看護師の離職防止と働く環境整備の要請のため、緊急で労働組合単位の「団体署名」を行います。**(署名提出期限:11月末)**

### 病院

- ・看護師の離職防止、潜在看護師の再就職促進等人材確保が可能になり、安定的な病院経営ができる



### 72時間夜勤制限 なぜ必要なのか？

### 地域

- ・看護師不足による病院倒産を防ぎ、地域医療を守ることにつながる

### 患者

- ・看護師の疲弊による医療事故のない、良質で安全な医療を受けることができる

### 看護師

- ・看護師の健康管理
- ・ワーク・ライフ・バランス
- ・夜勤が理由の離職防止



!?

## 夜勤「**72時間**制限」でいいの？

自治労は、看護師の夜勤の制限に関して「看護師一人月64時間」の法的措置をめざしています。しかし、医療需要が高まる中、制限緩和の議論が行われる可能性があるため、まずは、看護師の健康管理や離職防止のため「72時間夜勤制限を堅持」されることが重要です。

## あなたの職場の労働組合は…

1人・月8回以内夜勤制限について「書面協定」を交わしていますか？

たとえ、診療報酬上の72時間夜勤制限が緩和されることがあっても、現場で労働協約を結ぶことで、看護師の夜勤制限回数を守ることにつながります。さまざまな医療労働者にかかわる制度についても、現場段階で労働条件整備を行うことが離職防止や患者の安全の要になります。在宅医療拡充等により医療提供体制の変化が起こる中においては、組合の取り組みの強化することが重要です。

緊急団体署名「夜勤月平均72時間要件堅持を求める要請」を提出しましたか？

2016年度診療報酬改定における「診療報酬における夜勤月平均72時間要件堅持」署名については、現場を代表してあなたの病院の労働組合が「団体署名」を提出します。2012年自治労が取り組んだ「就労看護職員200万人体制実現」署名(裏面参照)に続き、現場の声で国を動かしましょう。職場の労働組合が団体署名を提出しているか確認しましょう。

## 自治労・日本看護協会トップ会談

2015年10月13日（水）、2011年より4回目となる自治労川本淳委員長(写真:右)と、日本看護協会坂本すが会長(左)が会談を行った。

海外の先進国では、看護職能団体が労働組合を兼ねており、今後も、看護師の離職防止やワーク・ライフ・バランスの確立等に向け、労働課題を軸に看護協会と自治労の共闘が必要であるという認識で一致している。

また、診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間72時間要件が必ず堅持されるよう、さまざまな面からアプローチを行い、連携して「72時間夜勤制限緩和阻止」へ取り組むことを確認した。

そして、引き続き、夜勤制限時間64時間の実現および、日本看護協会と共同で作成した「看護職員の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」の実現に向けて取り組む必要性があると共有した。



さらに、坂本会長は、「女性活躍」には、まず看護師の労働条件改善が必要であり、妊娠・出産・子育てなどの多様なライフステージ、生活スタイルに対応し、キャリアを積み定年まで働き続けられる仕組みが必要であるとした。その第一歩として、まずはワーク・ライフ・バランスに取り組み現場を元気にすることが必要であると見解を示した。

これに対し、川本委員長は、地場賃金を率いる公立・公的病院から働きやすい職場を作る事、また、看護職員の労働条件改善を入口として、これからの社会における女性の働き方を変えていくことが自治労の使命であると表明した。また、全国に取り組みが広がるよう各都道府県における自治労県本部と地方看護協会の共闘を求めた。

自治労・日看協トップが息を合わせることで、全国の離職防止・労働環境改善に向けさらなる前進をはかり、医療供給体制確保のため就労看護師200万人の実現をめざす。

### 夜勤制限の必要性をもっと知りたい！

本来、心身の休息に適している夜間に勤務することは、昼間に働く場合以上に心身に負担をかけます。夜勤の負担が大きいことにより、疲労による医療事故を起こすリスクが高まり、また、看護師の健康障害の恐れや、ストレスの増加、社会参加や構成の規制など生活に大きく影響があります。そのような負担を少しでも軽減するためにも、夜勤管理時間が重要です。

自治労が作成に関わった日看協「看護師の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を活用し、夜勤管理等について知識を深めることができます。



### 現場の夜勤実態は？

自治労の「夜勤・交代制勤務実態調査報告」(2012年10月)では、自治労の組合のある医療職場で、3交代制の夜勤「8回」が30.4%、「9回」が24.6%、「10回」が19.8%、平均回数は8.0回となりました。組合が当局と確認・協定を結ぶことで夜勤制限に効力があります。そして、制限履行が守られるように交渉をする必要があります。



### 「ニッパチ闘争」から始まった！

1960年代、看護師の夜勤は、月に13～14回が当たり前で、看護師の過労死や病気は絶えませんでした。

1965年、人事院からは「夜勤人数は2人以上、1人8回以内」という判定が出ましたが、当時、そのことを守る当局は無く、依然と看護師は非人道的な労働環境に置かれていました。

そのような中、新潟県病院労組の看護師が立ち上がり、人事院判定を現実のものにしようとストライキなどで闘い勝利した、それがニッパチ闘争です。

看護師の夜勤制限は、現場の声が反映された労働組合の活動の大きな成果です。



<写真:自治労新潟県職労運動史より>

### 自治労163万筆の署名で国を動かした「就労看護職員200万人体制実現」署名活動

2012年、全国の自治労の仲間が、「就労看護職員200万人体制実現」署名を実施し、163万筆を超える署名を集めました。

この署名を重く受け止めた厚生労働省は、「医療分野の雇用の質向上に向けた省内横断的なプロジェクトチーム」を立ち上げ、各都道府県に「医療勤務環境改善支援センター」が設置されることになりました。

民主党 **えさきたかし**は  
看護師の夜勤64時間制限を徹底し、あらゆるライフステージに対応する看護職場づくりに取り組みます！